

平成30年度

定期監査（工事）報告書  
（坂下橋下流護岸災害復旧工事）

あきる野市監査委員





あ 監 発 第 5 3 号

平 成 3 1 年 3 月 2 8 日

あきる野市長 澤 井 敏 和 殿

あきる野市監査委員 青 木 豊

あきる野市監査委員 天 野 正 昭

平成30年度定期監査（工事）の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査（工事）を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告書を別紙のとおり提出します。

なお、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定によりその旨を通知願います。

## 第1 監査の概要

### 1 監査の区分及び根拠法規

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査

### 2 監査の対象

坂下橋下流護岸災害復旧工事

工事担当課 都市整備部建設課

### 3 監査の期間

平成31年1月15日から平成31年3月27日まで

説明聴取・現地調査日 平成31年2月18日

### 4 監査の方法

当該工事に係る事業目的・背景、計画、設計、積算、契約、施工、設計変更、監理・検査及び現地施工について、その妥当性、公正性、適正性、経済性、公平性を判断するため、技術調査委託した「公益社団法人 大阪技術振興協会」の技術士とともに、関係職員、工事請負業者から書類及び聞き取り調査を実施した。また、現地において諸掲示物、現況、書類及び聞き取り調査を実施した。

## 第2 工事の概要

### 1 工事場所

あきる野市入野・三内地内

### 2 工事内容

土工 一式

かご枠工（全面上蓋パネル）20.5m

かご枠工（中段上蓋パネル）159.8m

止杭打込 20本

コンクリート叩き工 1m<sup>3</sup>

基礎工 1.5m<sup>2</sup>

交通管理工 一式

仮設道路工 一式

仮締切工 一式

作業ヤード整備工 一式

### 3 入札方式 条件付き一般競争入札

### 4 工事請負業者 株式会社 フジワラ技建

### 5 設計委託業者 株式会社 エーアイ設計工房

### 6 施工監理委託業者 自主監理（都市整備部建設課）

- 7 工事費設計金額 16,856,640 円 (消費税含む)
  - 予定価格 16,856,640 円 (消費税含む)
  - 請負金額 15,854,400 円 (消費税含む)
  - 落札率 94.05%
- 8 工事期間 平成 31 年 1 月 4 日～平成 31 年 3 月 22 日
- 9 工事進捗率 計画出来高 15% 実施出来高 15% (平成 31 年 1 月 30 日現在)
- 10 入札年月日 平成 30 年 12 月 27 日
- 11 契約年月日 平成 30 年 12 月 28 日
- 12 財源比率内訳 地方債 90% 一般財源 10% 合計 100%
- 13 履行保証及び前払金保証 東日本建設業保証株式会社の保証による

### 第 3 工事技術調査の概要

#### 1 事業目的・背景について

平成 29 年 10 月に発生した台風 21 号及び 22 号の影響により被害を受けた河川構造物の補修を行う。平成 30 年 1 月から測量を行い、平成 30 年度において設計委託及び復旧工事を実施する。

#### 2 計画について

##### (1) 工事施工決裁

執行伺書について、あきる野市事案決定規程に基づき適正に承認されている。

##### (2) 工事コスト縮減策

擁壁工法、石積み工法及びかご枠工法について、経済性、施工性及び環境を考慮した結果、かご枠工法を採用したことを工事コスト比較検討書にて確認した。

##### (3) 周知活動等

仮設道路等に使用する土地の地権者に対して、工事担当課が事前に事業説明を行い使用の内諾を得た。また、近隣住民に対しては、工事請負業者が工事概要説明書を戸別配布し、地域住民に対しては、回覧板を通し周知を図った。

##### (4) 河川管理

河川管理者である、都市整備部管理課の指導の下に計画を行った。

#### 3 設計について

##### (1) 委託設計

設計は、株式会社エーアイ設計工房に委託発注され、事業目的に沿った設計となっている。

(2) 工期設定

工期の算定は、東京都積算基準に基づき工期計算書を作成している。

(3) 設計基準等

当該設計は「河川構造物設計基準（平成 27 年 4 月版）東京都建設局」を根拠としている。

(4) 特記仕様書

東京都の特記仕様書記載例を参考に作成され、適正である。

(5) 照査

設計図及び特記仕様書の照査は、建設課長及び課員 2 名により行っている。

4 積算について

(1) 積算基準

積算に使用した積算基準及び積算資料について、根拠となる関係資料は以下に示すとおりである。

① 積算基準（共通編） 平成 30 年 8 月 建設行政協議会

② 積算基準（河川・公園編） 平成 30 年 8 月 建設行政協議会

③ 国土交通省土木工事積算基準 平成 28 年度版 建設物価調査会

(2) 照査

積算書の照査は、施工決裁時に建設課長及び課員 2 名により行っている。

5 契約について

(1) 入札方式

入札方式は、条件付一般競争入札によって行われた。

(2) 入札の内訳

申込者 3 者、入札者 2 者、辞退 1 者であった。

(3) 入札条件等

入札について公示する事項は、あきる野市契約事務規則第 8 条に基づき、明確に示されている。

(4) 予定価格

予定価格の作成及び決定は、あきる野市契約事務規則第 16 条及び第 17 条、最低制限価格の決定は、同規則第 29 条に基づき適正に行われている。予定価格は歩切りを行わず設定されている。最低制限価格は、あきる野市工事請負契約最低制限価格設定基準に基づき算出されている。本工事の予定価格については事前公表だが、紙媒体に記載した予定価格及び最低制限価格の管理については、契約管財課長が施錠できる場所に封かんした上で保管し、入札の当日に開封することになっている。

(5) 契約保証金及び前払金保証

契約保証金は、あきる野市契約事務規則第 48 条及びあきる野市契約保証に関する事務取扱要領に基づき免除している。また、前払金保証は、東日本建設業保証株式会社の保証書が提出されている。

(6) 監督員通知書

平成 31 年 1 月 4 日に公布されている。

6 施工について

(1) 材料検査

かご枠材及び栗石等の検査は、現地付近に適切な場所がないことから、工事請負業者が所有する置き場にて保管し、検査を行い管理している。

(2) 段階確認及びプロセスチェック

災害復旧工事であることから、現地の状況に合致させることが重要であり、会議を行うより現地確認しながら調整することが望ましい。段階確認及びプロセスチェックを適切に行っており、妥当な対応である。

(3) 施工計画書

施工計画書は、特に大きな問題はない。

7 監理及び検査について

(1) 工事資材の検査

工事請負業者の求めに応じ、適正に実施している。

(2) 進捗状況の確認

工事の進捗状況は、かご枠の施工が終了に近い状況であり、段階確認及びプロセスチェックが効果的であるものと推測する。

8 現地施工について

(1) 現地の状況

作業員全体のチームワークも良く、丁寧な作業を行っている。

(2) 掲示物

広報板、労災成立票、建設業登録票、施工体系図、建設業退職金共済加入者である標識が適正に掲示されている。

(3) 安全管理

KY 活動記録は適正に記録され、現地に掲示されている。

(4) 作業状況

かご枠工の作業は、設計図の通り適正に実施されている。また、現地の地山とのなじみについても確認した。

#### 第4 監査の結果

今回、全体的に良好に工事が執行されており、特に大きな指摘事項はなかったが、改善等を行うべき事項があることから、今後の同種工事に活かすよう要望する。以下に、改善要望事項等を列挙する。

##### 1 設計における特記仕様書について

特記仕様書の本文中、一部文章が欠落している箇所があった。直ちに工事請負業者に正しい内容を通知するとともに、今後、より一層慎重な書類確認に努められたい。

##### 2 施工計画書について

###### (1) 仮設工について

河川内の仮締切工は指定仮設工であるが、設計図の指示と施工計画書における計画図に一部差異が見受けられたため整合を図られたい。

###### (2) 労務管理について

労働基準法に係る就業規則を明示する等、より一層の充実を図られたい。

##### 3 設計変更について

###### (1) 法面との取り合いについて

河川構造物はその一帯で弱点を作らないことが重要である。したがって、かご枠工と現地法面との取り合いは、現地状況を確認の上、協議することが望ましいので、今後の検討課題とされたい。

###### (2) 仮締切工について

例年のない少雨のため、河川内の水量が少なくなっているものと推測できる。そのことにより仮締切工の施工が設計書に記載している設備計上数量に満たない場合は、設計変更の対象として協議するなど適切に対応されたい。

##### 4 品質管理について

質の高い施工の確保について、定期的な打ち合わせを実施する中で、常に進捗状況を確認するとともに、次工程における施工のポイントなどを含めた詳細な調整を行うことが重要である。こうした綿密な打ち合わせを重ねることが、成果物の品質の確保、ひいては長寿命化に繋がるものとする。併せて工事請負業者の育成指導に資するものでもあることから、今後も引き続き効果的な打ち合わせの実施に努められたい。

##### 5 その他

今回、台風被害による河川構造物復旧工事の監査を実施したところであるが、現地付近の状況を見ると、当該箇所の下流部分等にも危険と思われる箇所が見受けられることから、これらについても速やかに対応されたい。